

介護保険事業計画の進捗管理について

国は、介護保険事業計画に記載された事業内容のすべてについて、進捗管理を実施することが望ましいとしており、特に、保険者機能を発揮するために不可欠な下記の3つの事項については、必ず進捗管理を実施するよう求めています。

本市においては、昨年7月の本委員会で、第7期計画の施策単位での取組み状況を振り返り、今後の取組みを検討することで、本年度の進捗管理を行ったところですが、次年度からは国が求める要件も加味した内容で、進捗管理を行います。

この見直し後の方式による進捗管理は、本年7月に開催予定の本委員会で協議いただくよう予定しています。

1. 第7期計画の施策の進捗について … 資料1-1 (P2~)

介護保険法により第7期計画から法定評価項目とされた

- 自立支援
- 介護予防・重度化防止
- 介護給付等費用適正化

に該当する施策については、毎年度、取組と目標の達成状況を自己評価し、県に報告するとともに、その評価結果の公表に努めることとされました。

この法定評価項目に該当する施策は、評価指標を設定して進捗管理を行います。それ以外の施策については、従来の方式（取組み状況を振り返り、今後の取組みを検討）により進捗管理を行います。

2. サービス見込み量の進捗について … 資料1-2 (P28~)

計画には、各サービスの利用人数や給付費等の見込み量を算出し、記載しています。これらサービスの見込み量と実績値とを比較し、サービス見込み量の進捗管理を行います。

3. 保険者機能強化推進交付金の指標に係る

取組みの達成状況の進捗状況について … 資料1-3 (P31~)

「保険者機能強化推進交付金」の算定で使用する評価指標は、高齢者の自立支援・重度化防止等に関する市町村の取組みの達成状況に関する指標です。この指標を活用し、本市の取組みの進捗管理を行います。

第7期計画の施策の進捗状況について



1 計画について

第7期計画は以下の基本理念と基本目標、施策目標を定め、その実現に向けて12の施策を推進しています。

2 施策の進捗状況

次ページ以降の施策ごとの個表をご覧ください。

介護保険法第117条に基づき進捗管理を行うことが義務化されている法定評価項目を含む施策は、次の凡例の色付けがされた以下の施策です。

-  … 自立支援、介護予防・重度化防止
 … 介護給付等費用適正化

【 基本理念 】

住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり

【 基本目標 】

地域共生社会の実現に向けて
地域包括ケアシステムの充実を目指す

【施策の目標1】 健康でいきいきとした生活の実現

- | | | |
|-----|----------------|-------|
| 施策① | 健康づくりの推進 | (P3～) |
| 施策② | 介護予防の推進 | (P5～) |
| 施策③ | 地域での活躍・貢献機会の充実 | (P8～) |

【施策の目標2】 安心して暮らし続けるための環境づくり

- | | | |
|-----|--------------|--------|
| 施策① | 在宅医療・介護連携の推進 | (P10～) |
| 施策② | 包括的な支援体制の構築 | (P12～) |
| 施策③ | 介護サービスの充実 | (P14～) |
| 施策④ | 介護保険事業の適正な運営 | (P16～) |
| 施策⑤ | 認知症施策の推進 | (P18～) |
| 施策⑥ | 生活支援サービスの充実 | (P20～) |
| 施策⑦ | 権利擁護施策の推進 | (P22～) |

【施策の目標3】 安定した暮らしの場の確保

- | | | |
|-----|--------------------|--------|
| 施策① | 状況に応じた施設・住まいの確保 | (P24～) |
| 施策② | 高齢者の住まいに関する相談体制の充実 | (P26～) |

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

… 法定評価項目（自立支援、介護予防・重度化防止）

… 法定評価項目（介護給付等費用適正化）

施策	0101 健康づくりの推進
-----------	----------------------

現状と課題

- 健康の大切さを理解し、健診を受けて、健康な状態の維持・向上に取り組む人を増やす必要があります。
- 特定健診の結果が基準値以上の人が、必要な治療を受けたり、生活習慣の改善に取り組むことが求められています。
- がんの罹患率及び死亡率が依然として高いため、がん検診を受診することにより、早期発見・早期治療につなげ、身体機能を維持させる必要があります。
- 高齢者の運動器機能の低下の防止と閉じこもりを予防するため、地域で自発的に運動や交流に取り組み、活動的な生活習慣を継続する人を増やす必要があります。
- 生活習慣病などの疾患の理解や予防に関する正しい知識を持ち、健康的な生活習慣を身に着けた人を増やす必要があります。

第7期における具体的な取組

1. 生活習慣病の発症と重症化の予防

健康的な食習慣の普及、運動習慣の定着、こころの健康づくり、禁煙の推進と適正飲酒、歯と口の健康維持、がんの早期発見・早期治療、特定健診の受診と保健指導の充実、予防接種に取り組みます。

2. 地域での健康づくりの推進

「しゃんしゃん体操」や認知症予防の「しゃんしゃんコグニサイズ」の普及、健診受診の啓発、ウォーキングなど健康づくり活動の普及、健康的な食習慣の推進、「ふれあいデイサービス」などの地域での健康づくりの効果的な取り組みのあり方について検討します。

目標（事業内容、指標等）

1. 生活習慣病の発症と重症化の予防

①国保特定健診	(H29)	(H30)	(H31)	(H32)
受診率 [目標]	—	35.0%	40.0%	45.0%
[実績]	33.5%			
②国保特定保健指導	(H29)	(H30)	(H31)	(H32)
実施率 [目標]	—	45.0%	47.5%	50.0%
[実績]	40.1%			

※①②の実績値は年度末現在のもので、国の特定健診・特定保健指導実績報告（調査時点：11月1日）の数値とは一致しません。

2. 地域での健康づくりの推進 ※H29は実績値

①しゃんしゃん体操の普及啓発	(H29)	(H30)	(H31)	(H32)
啓発実施回数	2,102	2,100	2,150	2,200
②健康出前講座の実施	(H29)	(H30)	(H31)	(H32)
開催回数	203	210	220	230
延べ参加者数（人）	4,246	4,300	4,400	4,500

※健康出前講座の実績値は健康増進事業により実施したものの。

目標の評価方法
<ul style="list-style-type: none"> ● 時点 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 中間見直しあり <input checked="" type="checkbox"/> 実績評価のみ ● 評価の方法 <ul style="list-style-type: none"> ○ 法定評価項目について、本市の資料で実績を把握し、指標（目標値）と実績値を比較して自己評価し、改善に反映させます。 ○ その他の項目は自己評価は行わず、「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告し、「課題と今後の取組」で改善に反映させます。

取組と目標に対する自己評価シート

年度	
----	--

後期（実績評価）

実施内容
自己評価結果（※評価指標を定めていない項目は記載しない。）
課題と今後の取組

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

… 法定評価項目（自立支援、介護予防・重度化防止）

… 法定評価項目（介護給付等費用適正化）

施策	0102 介護予防の推進
----	--------------

現状と課題

- 要支援者等の状態に応じ、適切かつ効果的な支援を行うことで、自立支援・重度化防止の効果を高めることが求められています。
- 地域の中で継続的に介護予防活動を行うための環境整備の必要があります。
- 加齢に伴い虚弱になっても、継続して参加できる活動を広げる必要があります。
- 高齢者自身の力を活かし、担い手となることで自分自身の生きがいや介護予防にもつなげる必要があります。
- 閉じこもりなど活動に参加しない高齢者を把握し、何らかの活動につなげる必要があります。
- 介護予防の必要性について、市民の理解・浸透を図る必要があります。

第7期における具体的な取組

- 1. 介護予防・日常生活支援総合事業の推進**
鳥取市訪問介護相当サービスと鳥取市通所介護相当サービスの必要なサービス提供量の確保、介護予防ケアマネジメントの実施、多様な介護予防・生活支援サービスの提供体制の構築に取り組みます。
- 2. 介護予防普及啓発の推進**
健康づくりなどに関する情報提供、介護予防運動教室「おたっしゃ教室」の推進、地域で運動教室に参加できる環境の充実に取り組みます。
- 3. 地域の通いの場の充実**
「ふれあい・いきいきサロン」の開催支援、サロンの開設支援や魅力あるサロンづくりの支援に取り組みます。
- 4. 地域リハビリテーションの推進**
リハビリ専門職による介護支援専門員等の技能向上への支援、集いの場の介護予防効果の向上と魅力向上に向けた支援に取り組みます。

目標（事業内容、指標等）

1. 介護予防・日常生活支援総合事業の推進				
①多様な介護予防・生活支援サービスの創設				
	(H29)	(H30)	(H31)	(H32)
A型サービス [目標]	－	検討	実施	実施
	[実績] 検討			
C型サービス [目標]	－	検討	モデル実施	実施
	[実績] 検討			

2. 介護予防普及啓発の推進

①介護予防出前講座の実施 (H29) (H30) (H31) (H32)

開催回数 [目標] - 194 198 202

[実績] 210

参加者数 [目標] - 4,900 5,000 5,100

[実績] 5,383

※介護予防出前講座の実績値は地域支援事業により実施したものの。

②運動教室「おたっしゃ教室」の実施 (H29) (H30) (H31) (H32)

参加者数 [目標] - 500 500 500

[実績] 452

3. 地域の通いの場の充実

①ふれあい・いきいきサロンの開催・充実支援

(H29) (H30) (H31) (H32)

開催個所数 [目標] - 385 424 467

[実績] 293

(H29) (H30) (H31) (H32)

月平均開催回数 [目標] - 前年度以上

[実績] 1.7

※ふれあい・いきいきサロンを増やし、1月当たり平均開催回数を前年度以上とする。

4. 地域リハビリテーションの推進

①介護事業者の質の向上支援 (H29) (H30) (H31) (H32)

指導回数 [目標] - 100 110 120

[実績] 79

②住民主体の集いの場の充実支援 (H29) (H30) (H31) (H32)

指導回数 [目標] - 20 30 40

[実績] 32

③市民啓発 (H29) (H30) (H31) (H32)

啓発回数 [目標] - 20 30 40

[実績] 31

目標の評価方法

● 時点

中間見直しあり

実績評価のみ

● 評価の方法

○ 法定評価項目について、本市の資料で実績を把握し、指標（目標値）と実績値を比較して自己評価し、改善に反映させます。

○ その他の項目は自己評価は行わず、「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告し、「課題と今後の取組」で改善に反映させます。

取組と目標に対する自己評価シート

年度	
----	--

後期（実績評価）

実施内容
自己評価結果（※評価指標を定めていない項目は記載しない。）
課題と今後の取組

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

… 法定評価項目（自立支援、介護予防・重度化防止）

… 法定評価項目（介護給付等費用適正化）

施策	O103 地域での活躍・貢献機会の充実
-----------	---------------------

現状と課題																										
<p>○ 就業や社会参加の意欲を持つ高齢者が、これまでの能力や経験を生かして、地域に貢献する生きがいづくりが求められている。</p> <p>○ 社会参加や学習意欲の高い高齢者が、元気に活動・交流できる機会の提供が必要である。</p> <p>○ 高齢者の活躍の場を創出するためには、就労のほか、ボランティア活動や子育て支援、介護分野などの幅広し分野に活動領域を拡大する必要がある。</p>																										
第7期における具体的な取組																										
<p>1. 社会参加や生きがい活動への支援</p> <p style="padding-left: 20px;">ボランティア活動の推進、老人クラブの育成支援、地域での趣味や教養活動の推進、生涯学習の推進、高齢者バス優待助成、公共交通機関利用助成、高齢者介護予防支援バス・ボランティアバスの運行、敬老祝賀事業や金婚・ダイヤモンド婚祝賀事業を実施し、高齢者の社会参加や生きがい活動を支援します。</p> <p>2. 高齢者施設の運営</p> <p style="padding-left: 20px;">老人福祉センターの運営又は支援、老人憩いの家の管理、高齢者創作交流館の運営、佐治町屋内多目的広場の運営を行い、健康増進や教養の向上、レクリエーションの場等を提供します。</p> <p>3. 高齢者の就労支援</p> <p style="padding-left: 20px;">（公財）シルバー人材センターの運営支援を行い、元気に就労する高齢者の増加に取り組みます。</p>																										
目標（事業内容、指標等）																										
<p>1. 社会参加や生きがい活動への支援</p> <p style="padding-left: 20px;">①介護支援ボランティアの推進（H29）（H30）（H31）（H32）</p> <table style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">登録者数（人）[目標]</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">184</td> <td style="text-align: center;">188</td> <td style="text-align: center;">192</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="4" style="text-align: center; background-color: #f2dede;">[実績] 145</td> </tr> </table> <p>2. 高齢者施設の運営</p> <p style="padding-left: 20px; color: red;">※指標（目標値）は定めず「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告します。</p> <p>3. 高齢者の就労支援</p> <p style="padding-left: 20px;">①シルバー人材センターの会員登録の推進</p> <table style="margin-left: 40px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(H29)</td> <td style="text-align: center;">(H30)</td> <td style="text-align: center;">(H31)</td> <td style="text-align: center;">(H32)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">登録会員数（人）[目標]</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">764</td> <td style="text-align: center;">771</td> <td style="text-align: center;">778</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="4" style="text-align: center; background-color: #f2dede;">[実績] 786</td> </tr> </table>		登録者数（人）[目標]	-	184	188	192		[実績] 145					(H29)	(H30)	(H31)	(H32)	登録会員数（人）[目標]	-	764	771	778		[実績] 786			
登録者数（人）[目標]	-	184	188	192																						
	[実績] 145																									
	(H29)	(H30)	(H31)	(H32)																						
登録会員数（人）[目標]	-	764	771	778																						
	[実績] 786																									

目標の評価方法
<ul style="list-style-type: none"> ● 時点 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 中間見直しあり <input checked="" type="checkbox"/> 実績評価のみ ● 評価の方法 <ul style="list-style-type: none"> ○ 法定評価項目について、本市の資料で実績を把握し、指標（目標値）と実績値を比較して自己評価し、改善に反映させます。 ○ その他の項目は自己評価は行わず、「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告し、「課題と今後の取組」で改善に反映させます。

取組と目標に対する自己評価シート

年度	
----	--

後期（実績評価）

実施内容
自己評価結果（※評価指標を定めていない項目は記載しない。）
課題と今後の取組

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

… 法定評価項目（自立支援、介護予防・重度化防止）

… 法定評価項目（介護給付等費用適正化）

施策	0201 在宅医療・介護連携の推進
----	-------------------

現状と課題
<p>○ 高齢者は加齢に伴い、慢性疾患による受療が多い、複数の疾病にかかりやすい、要介護の発生率が高い、認知症の発生率が高い等の特徴を有しています。</p> <p>○ 医療と介護の両方を必要とする高齢者が今後増加することが見込まれています。</p> <p>○ 病院と診療所、介護事業者が、在宅療養を必要とする高齢者を中心に連携を強化することが必要です。</p> <p>○ 人生の最終段階における医療や介護についてあらかじめ話し合い、繰り返し話合うことの必要性を市民に啓発していくことが必要です。</p>
第7期における具体的な取組
<p>1. 関係機関との連携の推進と課題の検討支援 医療・介護・福祉・行政機関が参画する「東部地区在宅医療介護連携推進協議会」、鳥取県東部医師会と東部地域1市4町で協働設置した「東部医師会在宅医療介護連携推進室」を中心に、在宅医療・介護連携を推進します。</p> <p>2. 医療・介護関係者への支援 医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談窓口の運営、医療・介護関係者が参加する多職種研修会の企画・開催をします。</p> <p>3. 住民啓発の推進 ACP（アドバンス・ケア・プランニング）についての市民への情報提供、寸劇を活用した住民啓発学習会を開催します。</p> <p>4. 在宅医療・介護の提供体制の構築推進 課題の抽出・対応策の検討、多職種研修による人材育成、情報共有のあり方、共通した情報ツール、情報の伝達方法など、各機関・各職種間の情報連携体制の構築に取り組みます。</p>
目標（事業内容、指標等）
<p>※指標（目標値）は定めず「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告します。</p>
目標の評価方法
<p>● 時点</p> <p>□ 中間見直しあり</p> <p>■ 実績評価のみ</p>

● 評価の方法

- 法定評価項目について、本市の資料で実績を把握し、指標（目標値）と実績値を比較して自己評価し、改善に反映させます。
- その他の項目は自己評価は行わず、「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告し、「課題と今後の取組」で改善に反映させます。

取組と目標に対する自己評価シート

年度	
----	--

後期（実績評価）

実施内容
自己評価結果（※評価指標を定めていない項目は記載しない。）
課題と今後の取組

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

… 法定評価項目（自立支援、介護予防・重度化防止）

… 法定評価項目（介護給付等費用適正化）

施策	0202 包括的な支援体制の構築
----	------------------

現状と課題

- 高齢者福祉に関する相談が増大し、内容も複雑化・困難化してきています。
- 医療や介護、司法等の専門職が連携した長期・継続的なケアマネジメントの後方支援、介護支援専門員への個別指導や相談対応、支援困難ケースへの指導・助言の取組みを強化する必要があります。
- 地域包括ケアシステムの構築や地域共生社会の実現に向けて、地域福祉の最前線で高齢者支援に取り組む地域包括支援センターの機能を強化する必要があります。
- 高齢者の自立支援や介護予防・重度化防止を推進するため、自立支援型ケアマネジメントの普及展開を図る必要があります。
- 地域の共助によって、高齢者が避難等の支援の受けられる体制づくりが求められています。

第7期における具体的な取組

1. 包括的支援事業の推進

保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等がそれぞれの専門性を活かして、連携しながら一つのチームとして総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援に取り組めます。

2. 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターの職員体制の充実・強化、地域包括支援センターの質の向上、地域共生社会の実現に向けた地域包括支援センター機能の検討、地域福祉相談センターとの連携強化に取り組めます。

3. 地域ケア会議の推進

地域の医療や介護、福祉等の専門職で構成する『自立支援型「地域ケア会議」』を開催し、介護支援専門員のケアマネジメント力の向上と、高齢者の自立支援の充実に取り組めます。

4. 災害時の支援体制づくり

避難行動要支援者支援制度の普及、地域での要配慮者の把握と避難支援の体制づくり、福祉避難所の確保に取り組めます。

目標（事業内容、指標等）

1. 包括的支援事業の推進

※指標（目標値）は定めず「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告します。

2. 地域包括支援センターの機能強化

※指標（目標値）は定めず「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告します。

3. 地域ケア会議の推進

①地域ケア会議の開催

	(H29)	(H30)	(H31)	(H32)
開催箇所数 [目標]	—	3	5	6
[実績]	1			

4. 災害時の支援体制づくり

※指標（目標値）は定めず「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告します。

目標の評価方法

- 時点
 - 中間見直しあり
 - 実績評価のみ
- 評価の方法
 - 法定評価項目について、本市の資料で実績を把握し、指標（目標値）と実績値を比較して自己評価し、改善に反映させます。
 - その他の項目は自己評価は行わず、「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告し、「課題と今後の取組」で改善に反映させます。


取組と目標に対する自己評価シート


年度	
----	--

後期（実績評価）

実施内容	
自己評価結果（※評価指標を定めていない項目は記載しない。）	
課題と今後の取組	

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

 … 法定評価項目（自立支援、介護予防・重度化防止）

 … 法定評価項目（介護給付等費用適正化）

施策 0203 介護サービスの充実

現状と課題

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、一人ひとりの状況に応じて自立支援に向けた介護保険の居宅サービスが適切に提供されることが必要です。
- 24 時間対応可能な地域密着型サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護）の確保が必要です。
- 様々なサービスを利用しても在宅生活が困難な高齢者のために、要介護高齢者の状態に対応した施設・居住系サービスの計画的な整備が必要です。

第7期における具体的な取組

1. 居宅サービスの充実

参入予定事業者に対して、本市の施策や日常生活圏域ごとの既存事業所の分布、高齢者人口等の経営判断に資する情報を提供し、開設を支援します。また、既存の事業所に対しては、本市のメーリングリストを活用し、本市として独自に法令順守やサービス向上に関する各種情報提供を行い、適切なサービスが提供される体制の確保を推進します。

2. 地域密着型サービスの充実

参入予定事業者に対して、制度に関する情報や本市の施策、日常生活圏域ごとの既存事業所の分布、高齢者人口等の経営判断に資する情報を提供し、開設を支援します。

3. 施設・居住系サービスの充実

様々なサービスを利用しても在宅生活が困難な高齢者の施設・居住系サービスのニーズに対応するため、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）、地域密着型特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム等）の小規模施設の整備を推進します。

4. 介護サービス見込み量の確保

市域全体で過不足なくバランスのとれた介護サービスの提供が行われるよう、参入を計画している事業者に対しては、本市の施策や日常生活圏域ごとの既存事業所の分布、高齢者人口等の経営判断に資する情報を提供します。また、既存の事業所に対して、本市のメーリングリストを活用し、本市として独自に法令順守やサービス向上に関する各種情報提供を提供します。

目標（事業内容、指標等）

※指標（目標値）は定めず「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告します。

目標の評価方法

- 時点
 - 中間見直しあり
 - 実績評価のみ
- 評価の方法
 - 法定評価項目について、本市の資料で実績を把握し、指標（目標値）と実績値を比較して自己評価し、改善に反映させます。
 - その他の項目は自己評価は行わず、「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告し、「課題と今後の取組」で改善に反映させます。

取組と目標に対する自己評価シート

年度	
----	--

後期（実績評価）

実施内容
自己評価結果（※評価指標を定めていない項目は記載しない。）
課題と今後の取組

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

… 法定評価項目（自立支援、介護予防・重度化防止）

… 法定評価項目（介護給付等費用適正化）

施策	0204 介護保険事業の適正な運営
----	-------------------

現状と課題

- 高齢化の進展に伴い、介護給付等に要する費用の増大が見込まれています。
- 介護給付等に要する費用の適正化を図るとともに、利用者本位の質の高い介護サービスが提供されるようにする必要があります。

第7期における具体的な取組

- 1. 介護給付費等に要する費用の適正化の推進**
 「要介護認定の適正化」「ケアプラン点検」「住宅改修等の点検」「医療情報との突合・縦覧点検」「介護給付費通知」の主要5事業を柱とした介護給付の適正化を推進します。
- 2. 介護保険サービス事業者に対する指導監督**
 介護サービス事業者に対して集団指導や実地指導等を通じて、法令等の周知や運営に関する指導を実施します。
- 3. 介護サービスの質の確保及び向上**
 介護サービス情報の公表と第三者評価の活用、運営推進会議の適切な運営の確保、介護相談員の派遣を推進します。

目標（事業内容、指標等）

1. 介護給付費等に要する費用の適正化の推進					
①要介護認定の適正化					
	(H29)	(H30)	(H31)	(H32)	
認定調査票の点検（件）	[目標]	-	10,998	11,079	11,217
			[実績] 10,566		
			(H29)	(H30)	(H31)
更新・変更認定の訪問調査（直営）（件）	[目標]	-	350	375	400
			[実績] 218		
②ケアプラン点検					
	(H29)	(H30)	(H31)	(H32)	
点検事業所数	[目標]	-	60	60	60
			[実績] 17		
点検件数	[目標]	-	400	400	400
			[実績] 208		
③住宅改修及び福祉用具購入・貸与に関する調査					
	(H29)	(H30)	(H31)	(H32)	
住宅改修執行状況の確認（件）	[目標]	-	5	5	5
			[実績] 0		
福祉用具購入・貸与調査（回）	[目標]	-	2	2	2
			[実績] 0		

④縦覧点検及び医療費突合

	(H29)	(H30)	(H31)	(H32)
縦覧点検（件） [目標]	－	2,200	2,200	2,200
[実績]	2,192			
医療費突合（件） [目標]	－	13,500	13,500	13,500
[実績]	13,445			

⑤介護給付費通知

	(H29)	(H30)	(H31)	(H32)
介護給付費通知（回） [目標]	－	3	3	3
[実績]	3			

2. 介護保険サービス事業者に対する指導監督

※指標（目標値）は定めず「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告します。

3. 介護サービスの質の確保及び向上

※指標（目標値）は定めず「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告します。

目標の評価方法

- 時点
 - 中間見直しあり
 - 実績評価のみ
- 評価の方法
 - 法定評価項目について、本市の資料で実績を把握し、指標（目標値）と実績値を比較して自己評価し、改善に反映させます。
 - その他の項目は自己評価は行わず、「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告し、「課題と今後の取組」で改善に反映させます。


取組と目標に対する自己評価シート

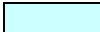
年度	
----	--

後期（実績評価）

実施内容
自己評価結果（※評価指標を定めていない項目は記載しない。）
課題と今後の取組

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

 … 法定評価項目（自立支援、介護予防・重度化防止）

 … 法定評価項目（介護給付等費用適正化）

施策 0205 認知症施策の推進

現状と課題

- 認知症が原因で、外出して自宅に戻れなくなり、警察等に保護される人が増加しています。
- 地域や家族からも孤立して、適切な支援を受けられていない状態で発見され、地域包括支援センターが対応するケースが増えています。
- 医療や介護のサービス利用を拒否したり、セルフネグレクト（自己放任）となっている人やその家族に、適切な支援を行う必要があります。
- 認知症の当事者やその家族の立場に立った適切な支援が必要です。
- 認知症の当事者やその家族が安心して気軽に相談できる仕組みが必要です。
- 認知症の状態に応じて受けられるサービスや相談機関など、適切なケアの流れを市民や医療・介護関係者に周知する必要があります。
- 若年性認知症の人は、仕事や子育ての問題など、高齢者とは異なる課題を抱えています。

第7期における具体的な取組

1. 認知症への理解を深め、地域で見守り・支え合う体制づくり

認知症サポーター養成講座の開催、認知症高齢者等安心見守り登録制度の普及、認知症高齢者等位置検索システムの利用支援、認知症高齢者等ご近所見守り応援団協力店登録事業の普及に取り組みます。

2. 居場所づくりや介護者支援の充実

認知症地域支援推進員の設置、認知症カフェの支援、認知症高齢者等やすらぎ支援員派遣事業の実施に取り組みます。

3. 早期診断・早期対応に向けた体制の充実

認知症初期集中支援チームの活動、認知症ケアパスの普及、認知症予防教室の開催に取り組みます。

4. 若年性認知症の支援

若年性認知症の人やその家族の生活や就労支援体制の構築を検討し、必要な施策に取り組みます。また、市民に若年性認知症に対する理解を深めていただくよう情報提供に取り組みます。

目標（事業内容、指標等）

※指標（目標値）は定めず「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告します。

目標の評価方法
<ul style="list-style-type: none"> ● 時点 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 中間見直しあり <input checked="" type="checkbox"/> 実績評価のみ ● 評価の方法 <ul style="list-style-type: none"> ○ 法定評価項目について、本市の資料で実績を把握し、指標（目標値）と実績値を比較して評価し、改善に反映させる。 ○ その他の項目は自己評価は行わず、「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告し、「課題と今後の取組」で改善に反映させます。

取組と目標に対する自己評価シート


年度	
----	--

後期（実績評価）

実施内容
自己評価結果（※評価指標を定めていない項目は記載しない。）
課題と今後の取組

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

 … 法定評価項目（自立支援、介護予防・重度化防止）

 … 法定評価項目（介護給付等費用適正化）

施策 0206 生活支援サービスの充実

現状と課題

- NPOや福祉事業者、地縁組織などが、多様な生活支援サービスを提供し、地域福祉の担い手となることが期待されています。
- 地域福祉活動などの「互助」の取組みを一層広げていくことで、高齢者が介護が必要な状態となっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続ける地域づくりが求められています。
- 介護が必要な人やその家族、あるいはひとり暮らし高齢者の世帯といった福祉の支援が必要な人が、自立し安定した日常生活を送ることができるよう、高齢者福祉サービスを提供する必要があります。

第7期における具体的な取組

1. 生活支援体制の充実

生活支援コーディネーターの配置、鳥取市生活支援・介護予防サービス検討会（第1層協議体）の開催、各地域の話し合いの場（第2層協議体）の設置に取り組みます。

2. 在宅生活を支援する福祉サービスの推進

ファミリーサポートセンター（生活援助型）サービス、配食サービスなど在宅での安心生活を支援するサービスの提供や、家族介護用品購入費助成、家族介護教室の開催など家族介護者を支援するサービスを提供します。

目標（事業内容、指標等）

※指標（目標値）は定めず「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告します。

目標の評価方法

- 時点
 - 中間見直しあり
 - 実績評価のみ
- 評価の方法
 - 法定評価項目について、本市の資料で実績を把握し、指標（目標値）と実績値を比較して自己評価し、改善に反映させます。
 - その他の項目は自己評価は行わず、「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告し、「課題と今後の取組」で改善に反映させます。

取組と目標に対する自己評価シート

年度	
----	--

後期（実績評価）

実施内容
自己評価結果（※評価指標を定めていない項目は記載しない。）
課題と今後の取組

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

… 法定評価項目（自立支援、介護予防・重度化防止）

… 法定評価項目（介護給付等費用適正化）

施策	0207 権利擁護施策の推進
----	----------------

現状と課題

- 高齢化の進行とともに、認知症等により判断能力が不十分な人が増加しています。
- 法律行為における意思決定が困難な高齢者に対し、成年後見人等がその判断を補い、その人の生命や財産を養護する体制の充実が求められています。
- 高齢者虐待の早期発見や、関係機関が連携した早期対応により、高齢者の安全を確保する体制の充実が必要です。

第7期における具体的な取組

1. 成年後見制度の利用促進

とっとり東部権利擁護支援センターへの運営支援、成年後見人制度利用支援事業（申立費用、後見人等報酬助成）、市長による法定後見の開始の審判の申立てに取り組みます。

2. 成年後見制度の利用の促進に関する基本計画の策定

本市計画の策定、権利擁護の地域連携ネットワークの構築、地域連携ネットワークの中核機関設置に取り組みます。

3. 高齢者虐待の防止及び早期発見

地域包括支援センターを中心とした高齢者虐待対応、短期宿泊による虐待者との分離・保護、やむを得ない措置による虐待者との分離・保護、「高齢者虐待防止ネットワーク協議会」の開催に取り組みます。

目標（事業内容、指標等）

※指標（目標値）は定めず「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告します。

目標の評価方法

- 時点
 - 中間見直しあり
 - 実績評価のみ
- 評価の方法
 - 法定評価項目について、本市の資料で実績を把握し、指標（目標値）と実績値を比較して評価し、改善に反映させる。
 - その他の項目は自己評価は行わず、「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告し、「課題と今後の取組」で改善に反映させます。

取組と目標に対する自己評価シート

年度	
----	--

後期（実績評価）

実施内容
自己評価結果（※評価指標を定めていない項目は記載しない。）
課題と今後の取組

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

… 法定評価項目（自立支援、介護予防・重度化防止）

… 法定評価項目（介護給付等費用適正化）

施策	0301 状況に応じた施設・住まいの確保
----	----------------------

現状と課題	
<p>○ 高齢者の状態に応じた多様な施設・居住系サービスの提供することで、介護が必要な高齢者が必要に応じて住まいを選択できる環境づくりが必要です。</p> <p>○ 高齢者の身体状況、環境や経済状況などの多様な状態やニーズに応じた施設・住宅の確保が必要です。</p> <p>○ 高齢者が在宅での生活が継続できるよう身体機能に応じた居住環境の整備が必要です。</p>	
第7期における具体的な取組	
<p>1. 施設・居住系の介護サービスの充実（再掲）</p> <p>様々なサービスを利用して在宅生活が困難な高齢者の施設・居住系サービスのニーズに対応するため、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）、地域密着型特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム等）の小規模施設の整備を推進します。</p> <p>※「タイトル：介護サービスの充実」「第7期における具体的な取組：施設・居住系サービスの充実」を参照</p> <p>2. 多様な高齢者向け住宅の確保</p> <p>養護老人ホーム、生活支援ハウス、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム、高齢者向け公営住宅（シルバーハウジング）について、適切な運営、既存施設の有効利用等に取り組みます。</p> <p>3. 安全・安心な居住環境の確保</p> <p>住宅改修・介護予防住宅改修、高齢者居住環境整備助成、住宅改修指導、住宅改修申請等支援に取り組みます。</p>	
目標（事業内容、指標等）	
<p>※指標（目標値）は定めず「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告します。</p>	
目標の評価方法	
<ul style="list-style-type: none"> ● 時点 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 中間見直しあり <input checked="" type="checkbox"/> 実績評価のみ 	

● 評価の方法

- 法定評価項目について、本市の資料で実績を把握し、指標（目標値）と実績値を比較して評価し、改善に反映させる。
- その他の項目は自己評価は行わず、「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告し、「課題と今後の取組」で改善に反映させます。

取組と目標に対する自己評価シート

年度	
----	--

後期（実績評価）

実施内容
自己評価結果（※評価指標を定めていない項目は記載しない。）
課題と今後の取組

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

… 法定評価項目（自立支援、介護予防・重度化防止）

… 法定評価項目（介護給付等費用適正化）

施策	0302 高齢者の住まいに関する相談体制の充実
----	-------------------------

現状と課題

- 一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯等が、安心して暮らすことができる住まいの確保が必要です。
- 高齢者が、住まいについて安心して気軽に相談できる窓口が必要です。
- 高齢者の住まいに関する相談に対し、必要に応じて伴走型の支援を行うことが必要です。

第7期における具体的な取組

1. 住宅確保要配慮者への支援

鳥取県居住支援協議会に参画し、鳥取県あんしん賃貸支援事業（あんしん賃貸住宅の登録、入居相談、住宅情報の提供等）の推進を図ることで、高齢者の住まいの確保に取り組めます。

2. 地域包括支援センターや中央人権福祉センターによる相談支援の推進

- ① 地域包括支援センターは、高齢者の住まいに関する様々な相談対応や情報提供に努め、高齢者がそれぞれの置かれた状況に応じ適切に住宅を改修したり、施設・居住系サービスなど新たな「住まい」を選択できるよう支援します。
- ② 中央人権福祉センター（パーソナルサポートセンター）は、保証人や緊急連絡先が確保できず、賃貸住宅へ入居ができない人などからの相談に対し、住まいの確保に向けた伴走型の支援に取り組めます。さらに、相談者が入居した後も支援を継続することにより、賃貸住宅所有者の「賃貸リスク意識の払拭」を図ります。

目標（事業内容、指標等）

※指標（目標値）は定めず「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告します。

目標の評価方法

- 時点
 - 中間見直しあり
 - 実績評価のみ
- 評価の方法
 - 法定評価項目について、本市の資料で実績を把握し、指標（目標値）と実績値を比較して評価し、改善に反映させる。
 - その他の項目は自己評価は行わず、「取組と目標に対する自己評価シート」の「実施内容」で取組み状況を報告し、「課題と今後の取組」で改善に反映させます。

取組と目標に対する自己評価シート

年度	
----	--

後期（実績評価）

実施内容
自己評価結果（※評価指標を定めていない項目は記載しない。）
課題と今後の取組

サービス見込み量の進捗状況について

1 被保険者数及び認定者数

(1) 人口及び第1号被保険者数

第1号被保険者等の計画値との比較

(単位：人)

区分	平成30年度				平成31年度				平成32年度			
	計画値 (A)	実績値 (B)	増減 (B)-(A)	対計画値 (B)/(A)	計画値 (A)	実績値 (B)	増減 (B)-(A)	対計画値 (B)/(A)	計画値 (A)	実績値 (B)	増減 (B)-(A)	対計画値 (B)/(A)
総人口 (推計人口)	188,929	188,508	△421	99.8%	187,824		△187,824	0.0%	186,725		△186,725	0.0%
第1号 被保険者数	53,380	53,205	△175	99.7%	54,147		△54,147	0.0%	54,914		△54,914	0.0%
前期高齢者	26,185	26,116	△69	99.7%	26,698		△26,698	0.0%	27,212		△27,212	0.0%
後期高齢者	27,195	27,089	△106	99.6%	27,449		△27,449	0.0%	27,702		△27,702	0.0%
高齢化率	28.3%	28.2%	△0.1%	99.6%	28.8%	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	29.4%	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!

※実績値は介護保険事業状況報告（9月月報）の数値。

(2) 要支援・要介護認定者数

要支援・要介護認定者数等の計画値との比較

(単位：人)

区分	平成30年度					平成31年度					平成32年度					
	計画値 (A)	実績値 (B)	対計画増減 (B)-(A)	対計画値 (B)/(A)	出現率 (認定率)	計画値 (A)	実績値 (B)	対計画増減 (B)-(A)	対計画値 (B)/(A)	出現率 (認定率)	計画値 (A)	実績値 (B)	対計画増減 (B)-(A)	対計画値 (B)/(A)	出現率 (認定率)	
要支援	1	1,127	1,240	113	110.0%	2.3%	1,065		△1,065	100.0%	#DIV/0!	1,001		△1,001	100.0%	#DIV/0!
	2	1,909	1,856	△53	97.2%	3.5%	1,970		△1,970	100.0%	#DIV/0!	2,042		△2,042	100.0%	#DIV/0!
	計	3,036	3,096	60	102.0%	5.8%	3,035	0	△3,035	100.0%	#DIV/0!	3,043	0	△3,043	100.0%	#DIV/0!
要介護	1	1,675	1,586	△89	94.7%	3.0%	1,777		△1,777	100.0%	#DIV/0!	1,881		△1,881	100.0%	#DIV/0!
	2	2,125	2,215	90	104.2%	4.2%	2,124		△2,124	100.0%	#DIV/0!	2,140		△2,140	100.0%	#DIV/0!
	3	1,589	1,521	△68	95.7%	2.9%	1,652		△1,652	100.0%	#DIV/0!	1,715		△1,715	100.0%	#DIV/0!
	4	1,310	1,412	102	107.8%	2.7%	1,274		△1,274	100.0%	#DIV/0!	1,245		△1,245	100.0%	#DIV/0!
	5	1,245	1,187	△58	95.3%	2.2%	1,206		△1,206	100.0%	#DIV/0!	1,166		△1,166	100.0%	#DIV/0!
計	7,944	7,921	△23	99.7%	14.9%	8,033	0	△8,033	100.0%	#DIV/0!	8,147	0	△8,147	100.0%	#DIV/0!	
合計	10,980	11,017	37	100.3%	20.7%	11,068	0	△11,068	100.0%	#DIV/0!	11,190	0	△11,190	100.0%	#DIV/0!	

※実績値は介護保険事業状況報告（9月月報）の数値。

【現状と課題、今後の取組】

2 介護サービスの利用状況

(1) 介護サービスの利用者数及び利用回数・日数

利用者数等の計画値との比較（介護サービス）

サービス区分	単位	平成30年度（見込み）				平成31年度				平成32年度				
		計画値 (A)	実績値 (B)	増減 (B)-(A)	対計画値 (B)/(A)	計画値 (A)	実績値 (B)	増減 (B)-(A)	対計画値 (B)/(A)	計画値 (A)	実績値 (B)	増減 (B)-(A)	対計画値 (B)/(A)	
居宅サービス	訪問介護	回/月	19,014.7		△19,015	0.0%	18,059.1		△18,059	0.0%	17,781.5		△17,782	0.0%
		人/月	922		△922	0.0%	863		△863	0.0%	828		△828	0.0%
	訪問入浴介護	回/月	402.2		△402	0.0%	372.7		△373	0.0%	379.4		△379	0.0%
		人/月	76		△76	0.0%	68		△68	0.0%	67		△67	0.0%
	訪問看護	回/月	4,418.2		△4,418	0.0%	4,745.6		△4,746	0.0%	5,199.3		△5,199	0.0%
		人/月	477		△477	0.0%	510		△510	0.0%	565		△565	0.0%
	訪問リハビリテーション	回/月	1,613.0		△1,613	0.0%	2,065.6		△2,066	0.0%	2,679.0		△2,679	0.0%
		人/月	115		△115	0.0%	130		△130	0.0%	152		△152	0.0%
	居宅療養管理指導	人/月	787		△787	0.0%	866		△866	0.0%	980		△980	0.0%
	通所介護	回/月	28,164.5		△28,165	0.0%	28,221.1		△28,221	0.0%	28,798.0		△28,798	0.0%
		人/月	2,230		△2,230	0.0%	2,219		△2,219	0.0%	2,258		△2,258	0.0%
	通所リハビリテーション	回/月	6,461.0		△6,461	0.0%	6,402.9		△6,403	0.0%	6,598.4		△6,598	0.0%
		人/月	687		△687	0.0%	677		△677	0.0%	691		△691	0.0%
	短期入所生活介護	日/月	5,392.6		△5,393	0.0%	5,975.4		△5,975	0.0%	6,922.3		△6,922	0.0%
		人/月	457		△457	0.0%	495		△495	0.0%	554		△554	0.0%
	短期入所療養介護 (老健)	日/月	819.3		△819	0.0%	782.1		△782	0.0%	851.9		△852	0.0%
		人/月	93		△93	0.0%	83		△83	0.0%	84		△84	0.0%
	短期入所療養介護 (病院等)	日/月	13.6		△14	0.0%	15.4		△15	0.0%	17.2		△17	0.0%
		人/月	1		△1	0.0%	1		△1	0.0%	1		△1	0.0%
	福祉用具貸与	人/月	2,775		△2,775	0.0%	2,733		△2,733	0.0%	2,798		△2,798	0.0%
特定福祉用具販売	件/月	64		△64	0.0%	70		△70	0.0%	79		△79	0.0%	
住宅改修	件/月	31		△31	0.0%	29		△29	0.0%	30		△30	0.0%	
特定施設入居者生活介護	人/月	179		△179	0.0%	174		△174	0.0%	168		△168	0.0%	
居宅介護支援	人/月	4,071		△4,071	0.0%	3,948		△3,948	0.0%	3,938		△3,938	0.0%	
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月	44		△44	0.0%	48		△48	0.0%	56		△56	0.0%
	認知症対応型通所介護	回/月	1,757.8		△1,758	0.0%	1,601.0		△1,601	0.0%	1,445.4		△1,445	0.0%
		人/月	157		△157	0.0%	157		△157	0.0%	161		△161	0.0%
	小規模多機能型居宅介護	人/月	666		△666	0.0%	721		△721	0.0%	799		△799	0.0%
	認知症対応型共同生活介護	人/月	234		△234	0.0%	270		△270	0.0%	270		△270	0.0%
	地域密着型特定施設入居者生活介護	人/月	79		△79	0.0%	166		△166	0.0%	166		△166	0.0%
	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	人/月	10		△10	0.0%	10		△10	0.0%	10		△10	0.0%
	看護小規模多機能型居宅介護	人/月	29		△29	0.0%	29		△29	0.0%	29		△29	0.0%
	地域密着型通所介護	回/月	7,724.9		△7,725	0.0%	8,137.9		△8,138	0.0%	9,003.8		△9,004	0.0%
人/月		566		△566	0.0%	542		△542	0.0%	536		△536	0.0%	
施設サービス	介護老人福祉施設	人/月	992		△992	0.0%	992		△992	0.0%	992		△992	0.0%
	介護老人保健施設	人/月	735		△735	0.0%	735		△735	0.0%	735		△735	0.0%
	介護療養型医療施設	人/月	143		△143	0.0%	143		△143	0.0%	143		△143	0.0%

利用者数等の計画値と比較（介護予防サービス）

サービス区分	単位	平成30年度				平成31年度				平成32年度				
		計画値 (A)	実績値 (B)	増減 (B)-(A)	対計画値 (B)/(A)	計画値 (A)	実績値 (B)	増減 (B)-(A)	対計画値 (B)/(A)	計画値 (A)	実績値 (B)	増減 (B)-(A)	対計画値 (B)/(A)	
介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護	回/月	0		0	---	0		0	---	0		0	---
		人/月	0		0	---	0		0	---	0		0	---
	介護予防訪問看護	回/月	692		△692	0.0%	692		△692	0.0%	834		△834	0.0%
		人/月	103		△103	0.0%	103		△103	0.0%	148		△148	0.0%
	介護予防訪問リハビリテーション	回/月	250		△250	0.0%	261		△261	0.0%	320		△320	0.0%
		人/月	24		△24	0.0%	24		△24	0.0%	28		△28	0.0%
	介護予防居宅療養管理指導	人/月	75		△75	0.0%	86		△86	0.0%	97		△97	0.0%
	介護予防通所リハビリテーション	人/月	260		△260	0.0%	248		△248	0.0%	238		△238	0.0%
	介護予防短期入所生活介護	日/月	153		△153	0.0%	192		△192	0.0%	253		△253	0.0%
		人/月	22		△22	0.0%	26		△26	0.0%	32		△32	0.0%
	介護予防短期入所療養介護(老健)	日/月	0		0	---	0		0	---	0		0	---
		人/月	0		0	---	0		0	---	0		0	---
	介護予防短期入所療養介護(病院等)	日/月	0		0	---	0		0	---	0		0	---
		人/月	0		0	---	0		0	---	0		0	---
	介護予防福祉用具貸与	人/月	828		△828	0.0%	863		△863	0.0%	897		△897	0.0%
	特定介護予防福祉用具販売	件/月	20		△20	0.0%	20		△20	0.0%	22		△22	0.0%
	住宅改修	件/月	14		△14	0.0%	5		△5	0.0%	1		△1	0.0%
	介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	31		△31	0.0%	36		△36	0.0%	42		△42	0.0%
介護予防支援	件/月	857		△857	0.0%	800		△800	0.0%	743		△743	0.0%	
地域密着型サービス	介護予防認知症対応型通所介護	回/月	42		△42	0.0%	34		△34	0.0%	50		△50	0.0%
		人/月	5		△5	0.0%	4		△4	0.0%	5		△5	0.0%
	介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	67		△67	0.0%	71		△71	0.0%	75		△75	0.0%
介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	1		△1	0.0%	1		△1	0.0%	1		△1	0.0%	

【現状と課題、今後の取組】

保険者機能強化推進交付金の指標に係る取組みの進捗状況について

○ 保険者機能強化推進交付金に係る評価指標シート集計表

項目	I PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築										小計
	①地域の特徴把握	②圏域ごと人口	③2025年推計	④2025年重点施策	⑤介護予防効果の反映	⑥地域医療構想	⑦実績のモニタリング	⑧未達成目標の改善			
配点	10	10	12	10	10	10	10	10	10	10	82
鳥取市	10	10	6	10	10	10	10	10	10	10	76
H30 【参考】鳥取県 内市町村平均点	6.84	10.00	6.00	8.95	2.11	4.74	8.16	3.16			49.95

項目	II 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進								小計
	(1)地域密着型サービス	(2)介護支援専門員・介護サービス事業所	(3)地域包括支援センター	(4)在宅医療・介護連携	(5)認知症総合支援	(6)介護予防/日常生活支援	(7)生活支援体制の整備	(8)要介護状態の維持・改善の状況等	
配点	40	20	150	70	40	80	40	20	460
鳥取市	20	15	85	70	40	20	20	20	290
H30 【参考】鳥取県 内市町村平均点	8.42	10.53	93.41	57.89	26.84	38.42	28.96	11.58	276.05

項目	III 介護保険運営の安定化に資する施策の推進						合計 (ア)	評価指標による 交付金配分額 (イ)
	(1) 介護給付の適正化							
項目	①介護給付の適正化事業	②住民主体の通いの場への参加率	③医療情報との突合・縦覧点検	④福祉用具利用に係るリハ職の関与	⑤住宅改修利用に係るリハ職の関与	⑥給付実績を活用した適正化事業	小計	評価指標による 交付金配分額 (イ)
	配点	10	10	10	10	10		
鳥取市	10	10	10	0	0	0	406	25,321
H30 【参考】鳥取県 内市町村平均点	7.89	2.89	8.95	1.58	2.11	2.63	355.21	4,393
								鳥取市配分額 (千円)
								鳥取県内市町村 平均配分額

【現状と課題、今後の取組】

介護サービスの基盤整備の進捗状況について

【 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム） 】

1. 計画における整備数

日常生活圏域	中学校区	整備数
B圏域	東・南・桜ヶ丘・国府中学校区	1ユニット (定員9人)
C圏域	江山中学校区	1ユニット (定員9人)
D圏域	湖南学園中学校区	1ユニット (定員9人)
F圏域	気高・鹿野・青谷中学校区	1ユニット (定員9人)

2. 選定事業者

日常生活圏域	開設法人		事業所			
	法人名	法人所在地	事業所名	住所	中学校区	開設年月日
B圏域	有限会社SKプラン	鳥取市生山123番地9	ぐるーびーむ和温	鳥取市正蓮寺38番地3	桜ヶ丘中学校区	H32.3.1開設予定

※C、D、F圏域は公募を実施したが応募がなかったもの。
現在再公募中（期間：平成31年1月28日～4月26日）。

【 地域密着型特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム） 】

1. 計画における整備数

日常生活圏域	中学校区	整備数
A圏域	北・西・福部未来学園中学校区	1施設 (定員29人以下)
E圏域	河原・用瀬・佐治中学校区	1施設 (定員29人以下)
F圏域	気高・鹿野・青谷中学校区	1施設 (定員29人以下)

2. 選定事業者

公募を実施したが応募がなかったもの。現在再公募中（期間：平成31年1月28日～4月26日）。

市内の介護保険サービス事業者の指定状況について

(平成31年3月31日時点見込)

区分	サービス種別	29年度末 (A)	30年度末 (見込) (B)	増減 (B) - (A)
居宅サービス	訪問介護	43	45	2
	訪問入浴介護	4	4	0
	訪問看護	58	60	2
	訪問リハビリテーション	24	26	2
	居宅療養管理指導	216	223	7
	通所介護	59	62	3
	通所リハビリテーション	19	19	0
	短期入所生活介護	15	15	0
	短期入所療養介護	15	15	0
	特定施設入居者生活介護	5	5	0
	福祉用具貸与	18	19	1
	特定福祉用具販売	19	20	1
小計		495	513	18
介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護	4	4	0
	介護予防訪問看護	57	59	2
	介護予防訪問リハビリテーション	24	26	2
	介護予防居宅療養管理指導	215	221	6
	介護予防通所リハビリテーション	18	18	0
	介護予防短期入所生活介護	14	14	0
	介護予防短期入所療養介護	15	15	0
	介護予防特定施設入居者生活介護	5	4	△1
	介護予防福祉用具貸与	18	19	1
	特定介護予防福祉用具販売	19	20	1
小計		389	400	11
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3	3	0
	認知症対応型通所介護	10	10	0
	小規模多機能型居宅介護	31	32	1
	認知症対応型共同生活介護	21	21	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1	1	0
	地域密着型通所介護	47	43	△4
	地域密着型特定施設入居者生活介護	3	3	0
小計		116	113	△3

区分	サービス種別	29年度末 (A)	30年度末 (見込) (B)	増減 (B) - (A)
地域 密着 型介 護予 防サ ービ ス	介護予防認知症対応型通所介護	9	9	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	27	27	0
	介護予防認知症対応型共同生活介護	18	18	0
小計		54	54	0
業第 1号 事	訪問介護相当サービス	37	39	2
	通所介護相当サービス	92	95	3
小計		129	134	5
サ ー ビ ス 施 設	介護老人福祉施設	16	16	0
	介護老人保健施設	13	12	△1
	介護療養型医療施設	3	3	0
	介護医療院	0	1	1
小計		32	32	0
支 援 等 居 宅	居宅介護支援	73	72	△1
	介護予防支援	5	5	0
小計		78	77	△1
計		1,293	1,323	30

資料3

平成31～32年度（2019～2020年度）の介護保険料の改定（案）について

保険料段階	【改定前】平成30年度～平成32年度（2018年度～2020年度）			【改定後】平成31年度（2019年度）			【改定後】平成32年度（2020年度）			(参考) 標準料率
	対象者	算定方法	年間保険料額(A)	算定方法	年間保険料額(B)	差額(B)-(A)	算定方法	年間保険料額(C)	差額(C)-(A)	
第1段階	世帯全員が 本人が 本人が 本人が 本人が 本人が 本人が 本人が 本人が 本人が 本人が 本人が	①生活保護受給者 ②高齢福祉受給者 ③本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下 本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下 本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超	基準額×0.50 (0.45) ※1	基準額×0.50 (0.375) ※1	0円 (△5,850円) ※1	0円 (△1,700円) ※1	基準額×0.50 (0.3) ※1	39,000円 (23,400円) ※1	0円 (△11,700円) ※1	0.50
第2段階			基準額×0.625	基準額×0.625 (0.5625) ※1	0円 (△4,875円) ※1	0円 (△9,750円) ※1	基準額×0.625 (0.5) ※1	48,750円 (39,000円) ※1	0円 (△9,750円) ※1	0.75
第3段階			基準額×0.75	基準額×0.75 (0.725) ※1	0円 (△1,950円) ※1	0円 (△3,900円) ※1	基準額×0.75 (0.7) ※1	58,500円 (54,600円) ※1	0円 (△3,900円) ※1	0.75
第4段階	課税世帯に 市民税 非課税	本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	基準額×0.85	基準額×0.85	0円	0円	基準額×0.85	66,300円	0円	0.90
第5段階(基準)			基準額	基準額	0円	0円	基準額	78,000円	0円	1.00
第6段階	本人が 本人が 本人が 本人が 本人が 本人が 本人が 本人が 本人が 本人が 本人が 本人が	本人の前年の合計所得金額が120万円未満 本人の前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満 本人の前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満 本人の前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満 本人の前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満 本人の前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満 本人の前年の合計所得金額が800万円以上	基準額×1.20	基準額×1.20	0円	0円	基準額×1.20	93,600円	0円	1.20
第7段階			基準額×1.35	基準額×1.35	0円	0円	基準額×1.35	105,300円	0円	1.30
第8段階			基準額×1.65	基準額×1.65	0円	0円	基準額×1.65	128,700円	0円	1.50
第9段階			基準額×1.85	基準額×1.85	0円	0円	基準額×1.85	144,300円	0円	1.70
第10段階			基準額×2.00	基準額×2.00	0円	0円	基準額×2.00	156,000円	0円	
第11段階			基準額×2.10	基準額×2.10	0円	0円	基準額×2.10	163,800円	0円	1.70
第12段階			基準額×2.20	基準額×2.20	0円	0円	基準額×2.20	171,600円	0円	

※1 () 内は、公費負担により実施する保険料軽減措置後の料率及び保険料です。

介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化

平成30年度予算額
246億円(公費)

介護保険の1号保険料について、給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し低所得の高齢者の保険料の軽減を強化

①一部実施(平成27年4月)

市町村民税非課税世帯のうち 特に所得の低い者を対象
(65歳以上の約2割)

保険料基準額に対する割合	
第1段階	0.5 → 0.45

②完全実施

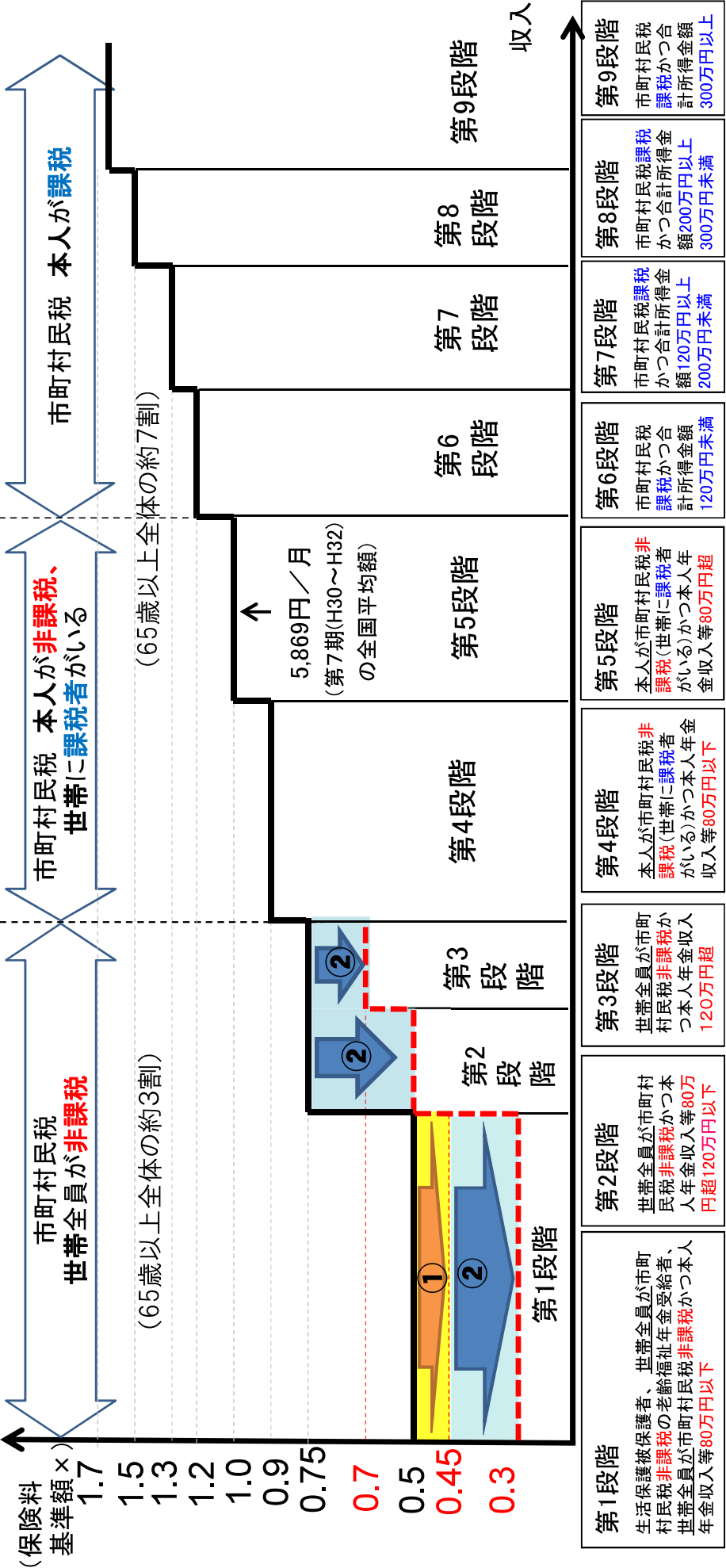
市町村民税非課税世帯全体を対象として完全実施(65歳以上の約3割)

保険料基準額に対する割合	
第1段階	0.45 → 0.3
第2段階	0.75 → 0.5
第3段階	0.75 → 0.7

※公費負担割合

国1/2、都道府県1/4

市町村1/4



指定介護予防支援業務の一部を委託する 指定居宅介護支援事業所について

1 趣旨

指定介護予防支援業務（介護予防ケアプラン作成等）については、地域包括支援センターが「介護予防支援事業所」として、本市の指定を受けて実施していますが、その一部を**指定居宅介護支援事業所へ委託**できることになっています。（介護保険法115条の23第3項）

委託する際、**地域包括支援センター（本市においては市直営）は、委託先の事業所名称、所在地、委託内容、期間について、市（指定権者）に届け出る必要があります。**（介護保険法施行規則第140条の35第1項及び第2項）

市（指定権者）では、受領した届出書等により、委託先が指定居宅介護支援事業所であること、及び、各地域包括支援センターの委託先が複数の事業所に分散していることを確認しています。

また、指定介護予防支援業務の一部の委託については、中立性及び公正性の確保を図るため**地域包括支援センター運営協議会^{※1}の議を経る**ことが必要となっており（鳥取市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第15条第1項第1号）、平成31年1月31日現在の直近の委託届出の結果について次のとおり報告します。

（注）※1… 本市においては、鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画作成委員会が、地域包括支援センター運営協議会の事務を所掌しています。

2 平成30年度（7月1日～1月31日）の委託届出の結果について

平成30年7月25日開催の本委員会への報告後、地域包括支援センターが市（指定権者）に提出した「指定介護予防支援委託届出書」は1件（次頁一覧のNo66）でした。届出書に記載された事業所は、すべて指定居宅介護支援事業所であり、委託先として適正な事業所となっています。

また、現在66事業所に対し、本市の5つの地域包括支援センターは平成31年12月サービス分（1月審査分）において、910件の介護予防ケアプラン作成等を委託しています。

⇒ 「委託の内訳（地域包括支援センター別）」は、次頁をご覧ください。

指定介護予防支援委託事業所一覧

【委託する内容】

- 1 利用申込の受付
- 2 地域包括支援センター設置者と利用者との契約の締結
- 3 アセスメントの実施
- 4 介護予防サービス・支援計画原案の作成
- 5 サービス担当者会議の開催

- 6 介護予防サービス・支援計画原案の説明、同意
- 7 介護予防サービス・支援計画書の交付
- 8 利用者、サービス提供事業者との連絡・調整
- 9 モニタリング
- 10 評価
- 11 給付管理業務

※凡例

グレー

平成30年7月25日開催の本委員会で報告済みのもの。



No	事業所番号	受託事業所の名称	法人名	所在地	委託する内容											介護予防ケアプラン作成等委託件数						
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	中央	東	こやま	南	西		
1	3170101525	やすらぎ居宅介護支援センター	社会福祉法人 あすなろ会	鳥取市的一丁目11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	17	10	3	4		
2	3170100097	鳥取西居宅介護支援センター	社会福祉法人 あすなろ会	鳥取市西品治280-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	42	39	2	1			
3	3170100022	高草あすなろ居宅介護支援センター	社会福祉法人 あすなろ会	鳥取市大楠330	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	24	5	1	18			
4	3170100584	白兎あすなろ居宅介護支援センター	社会福祉法人 あすなろ会	鳥取市白兎8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	35	5		30			
5	3171200060	河原あすなろ居宅介護支援センター	社会福祉法人 あすなろ会	鳥取市河原町今在家842	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	20	2		2	16		
6	3171300027	気高あすなろ居宅介護支援センター	社会福祉法人 あすなろ会	鳥取市気高町八幡268	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	22			1		21	
7	3170100014	鳥取市東居宅介護支援センター	社会福祉法人 鳥取福祉会	鳥取市滝山374-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	14	1	13				
8	3170100337	鳥取市桜ヶ丘居宅介護支援センター	社会福祉法人 鳥取福祉会	鳥取市津ノ井256-2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	25	4	20	1			
9	3170100352	鳥取市南居宅介護支援センター	社会福祉法人 鳥取福祉会	鳥取市的一丁目1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	29	22	7				
10	3170100592	ケアプランセンターいなほ幸福苑	社会福祉法人 こうほうえん	鳥取市利里1181 鳥取北テイクサービスセンター内	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	14	12		2			
11	3170101038	国府町居宅介護支援事業所	社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会	鳥取市国府町系谷15-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	23	2	21				
12	3170101053	福部町居宅介護支援事業所	社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会	鳥取市福部町海士1013-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	11	11					
13	3170101079	河原町居宅介護支援事業所	社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会	鳥取市河原町渡一木277-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2					2	
14	3170101095	用瀬町居宅介護支援事業所	社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会	鳥取市用瀬町別府96-2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	6					6	
15	3170101111	佐治町居宅介護支援事業所	社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会	鳥取市佐治町加瀬木2171-2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	21					21	
16	3170101137	気高町居宅介護支援事業所	社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会	鳥取市気高町浜村8-8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	26						26
17	3170101152	鹿野町居宅介護支援事業所	社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会	鳥取市鹿野町今市651-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	18						18

No	事業所番号	受託事業所の名称	法人名	所在地	委託する内容											委託期間	介護予防ケアプラン作成等委託件数					
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11		中央	東	こやま	南	西	
18	3170101178	青台町居宅介護支援事業所	社会福祉法人 鳥取福祉協会の 鳥取市青台町露谷53-5	鳥取市青台町露谷53-5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H30.4.1~H31.3.31	23				23
19	3170101277	居宅介護支援事業所 風紋館	医療法人 アスピオス	鳥取市立川町五丁目312-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H30.4.1~H31.3.31	20	3	17			
20	3170100741	居宅介護支援事業所 またみの郷	医療法人 アスピオス	鳥取市杉崎596	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H30.4.1~H31.3.31	12	7	5			
21	3170100212	居宅介護支援事業所 みやこ苑	医療法人 アスピオス	鳥取市三津1072-307	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H30.4.1~H31.3.31	19	2		17		
22	3151180209	居宅介護支援事業所 いたば	医療法人社団 内科小児科 山脇医院	鳥取市国府町稲葉丘3-303	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H30.4.1~H31.3.31	50	15	32	3		
23	3170101202	居宅介護支援事業所 りまわりの鳥取	社会福祉法人 親誠会	鳥取市桂木784	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H30.4.1~H31.3.31	21	2	18		1	
24	3170100568	橋本外科医院居宅介護支援事業所	医療法人 橋本外科内科	鳥取市大杖204-3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H30.4.1~H31.3.31	25	7	17	1		
25	3140141791	もし薬局介護支援事業所	(有) 清水	鳥取市国府町宮下1165-3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H30.4.1~H31.3.31	4		4			
26	3170100188	株式会社 サポートライフ	株式会社 サポートライフ	鳥取市東今在家321-26	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H30.4.1~H31.3.31	8	2	5	1		
27	3170101475	ケアプランセンター もみじ庵	有ボエム	鳥取市美萩野一丁目70番地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H30.4.1~H31.3.31	34	2		32		
28	3170101848	ハビネ居宅介護支援センター 雲山	(株) ハビネライフケア鳥取	鳥取市興南町124	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H30.4.1~H31.3.31	26	18	5	3		
29	3170101608	わかばの家ケアプランセンター	(株) わかば	鳥取市千代水一丁目118番地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H30.4.1~H31.3.31	9	2		4	3	
30	3151380205	居宅介護支援センター ル・サンテリアン鹿野	社会医療法人 仁厚会	鳥取市鹿野町今市80	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H30.4.1~H31.3.31	38				38	
31	3170100139	鳥取高齢者介護支援センター はまゆう	医療法人 賛幸会	鳥取市服部204-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H30.4.1~H31.3.31	18	4		14		
32	3170101723	居宅介護支援事業所 きゆうだい	久大建材(株)	鳥取市古海693-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H30.4.1~H31.3.31	21	6		15		
33	3170100121	ニチイクアセンター 鳥取駅前	(株) ニチイ学館	鳥取市伏野一丁目100-1 タウンアローズ86 102	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H30.4.1~H31.3.31	4	4				
34	3170102101	ニチイクアセンター 匠せ	(株) ニチイ学館	鳥取市布勢422-3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H30.4.1~H31.3.31	2	2				
35	3170102002	ふしの白寿苑	社会福祉法人鳥取県厚生事業団	鳥取市伏野1771番地36	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H30.4.1~H31.3.31	8	1		7		
36	3170103539	居宅介護支援事業所 さくら	(株) さくら	鳥取市西品治635-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H30.4.1~H31.3.31	72	71	1			
37	3170102119	居宅介護支援事業所 きなんせ	(株) ぼやーじゅ	鳥取市美萩野一丁目126	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H30.4.1~H31.3.31	13	3		10		
38	3170102408	なびいろ居宅介護支援センター	(有) コトブキ家具	鳥取市二階町二丁目201番地4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H30.4.1~H31.3.31	3	3				
39	3170101996	梅メティコープとっとり居宅介護支援事業所	(株) メティコープとっとり	鳥取市末広温泉町203番地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H30.4.1~H31.3.31	12	6		6		

No	事業所番号	受託事業所の名称	法人名	所在地	委託する内容											介護予防ケアプラン作成等委託件数						
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	中央	東	こやま	南	西		
40	3170102465	居宅介護支援事業所あらいぶ	(株) アドバン	若葉台北六丁目1-9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9	2	7			
41	3160190124	居宅介護事業所 ナースくる	(株) BANG	鳥取市大覚寺150-87	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	6	3	2	1			
42	3170100600	鳥取県福祉協会居宅介護支援事業所	公益社団法人鳥取県看護協会	鳥取市江津318-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	16	10		6			
43	3170102739	居宅介護支援事業所つむぎ	(株) つむぎ	鳥取市行徳一丁目312番地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	8	8					
44	3170103323	和みの郷 居宅介護支援事業所	(株) 和みの郷	鳥取市商栄町271-5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	23	6	3	14			
45	3170103331	居宅介護支援センターはまゆう	社会福祉法人賛幸会	鳥取市服部204番地1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9	1		7	1		
46	3171200078	居宅介護支援事業所すこやか	社会福祉法人やす	鳥取県八頭郡八頭町宮谷123	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3					3	
47	3170103521	㈱メデイコープとっとり 鹿野居宅介護支援事業所	㈱メデイコープとっとり	鳥取市鹿野町今市242番地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1						1
48	3170103158	居宅介護支援事業所なりすな	社会福祉法人青谷福祉会	鳥取市青谷町善田27-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	7						7
49	3170102184	のどか居宅介護支援事業所	(株) のどか	鳥取市気高町勝負見843-172	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1						1
50	2614002414	居宅介護支援事業所 西京都病院	医療法人 弘正会	京都市西京区御陵溝浦町21番地の7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	1					
51	3170200632	ケアプランセンターかわさき	社会福祉法人こうほうえん	米子市両三柳4543-30	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1						1
52	3170103679	居宅介護支援事業所「まゆ助」	医療法人社団 三樹会	鳥取市扇町176番地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	5					
53	3170103729	鳥取家守舎居宅介護支援事業所	鳥取家守舎合同会社	鳥取市今町二丁目201-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0						
54	3170100733	居宅介護支援センター暖の郷	社会福祉法人だんのさと	鳥取市吉岡温泉町52番地1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12				12		
55	3170103745	ころね居宅介護支援事業所	(株) サードライフモア	鳥取市片原三丁目113	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	7	4		3			
56	3170103760	スマイリーケア	リタ・スマイリー(株)	鳥取市瓦町574 カースピアンカ1階2号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0						
57	1170601643	居宅介護支援事業所 菩提樹	(株) アマチャ	埼玉県春日部市谷原3-13-5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0						
58	2774004226	まごころケア豊中	(株) まごころケア	豊中市服部西町一丁目3番28号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0						
59	3170202745	いきいき居宅介護支援事業所	(株) ラポール・ケア米子	米子市灘町三丁目65	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0						
60	2875002475	けあさぼーとスピナッチ	(株) スピナッチ	神戸市北区八多町中860	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0						

No	事業所番号	受託事業所の名称	法人名	所在地	委託する内容											委託期間	介護予防ケアプラン作成等委託件数										
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11		中央	東	こやま	南	西						
61	3373600554	居宅介護支援事業所なごみ	(株) ベルフェア	岡山県勝田郡勝中央町植月東159-2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H30.7.1~H31.3.31	1				1					
62	3171200268	かわはら居宅介護支援事業所	社会福祉法人 中央会	鳥取市河原町稲常463	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H30.7.1~H31.3.31	1		1							
63	3170202620	ケアプラン孫の手	ティーアンドディー(有)	米子市石井639-2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H30.7.1~H31.3.31	0									
64	3472501380	介護支援センターつむぎ	特定非営利活動法人 地域活動支援協会 人間大好き	広島県東広島市八本松町飯田525-3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H30.7.1~H31.3.31	0									
65	3170103810	イナハ総合福祉会	一般社団法人 いなは総合福祉会	鳥取市湯所町256	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H30.8.1~H31.3.31	4	3		1						
66	3170103877	居宅介護支援事業所とくよし	(有) 徳吉薬局	鳥取市千代水一丁目31番地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H30.11.1~H31.3.31	4	2		2						
											計											910	318	183	219	50	140

備考：①受託事業所は、平成31年1月31日現在で契約している事業所で記載しています。
②ケアプラン委託件数は、12月サービス分（1月審査請求分）の給付管理表の作成件数で記載しています。

地域包括ケアシステムの深化、推進施策について ～ 地域包括支援センターの拡充 ～

最近の地域福祉をめぐる動向

◎国の動向：今後の地域福祉の新たな概念として「地域共生社会」を打ち出す。（平成27年度）

- ・**（我が事）**地域のつながりや支え合いを再構築して、住民の主体的な課題解決力を強化
- ・**（丸ごと）**課題を丸ごと受け止める体制をつくり、多様な専門職が地域と協力しながら課題を解決

◎本市では：地域包括ケアシステムの構築 → 地域共生社会の実現に至る基盤づくり

- ・第7期介護保険事業計画・高齢者福祉計画（H30～32年度）において、地域包括ケアシステムの深化、推進（更なる充実）に向けて取り組む。
- ・地域福祉の推進に関する基本方針を定めた「鳥取市地域福祉計画」を策定予定（平成30年度）
※鳥取市社会福祉協議会の行動計画である「地域福祉活動計画」と一体的に策定する。

【市直営型センターの長所】

- 市の考えを反映させ易い（・他部局との連携が容易 ・民間事業者に対する指導も容易 等）
- 公平中立な公的機関という印象が浸透
- 限られた専門職（市、民間事業者）を集中配置して、効率的な業務執行が可能
- 保険給付の適正化や介護予防の強化を意識した業務を展開し易い

【地域包括支援センターの課題】

- 担当区域の人口・面積が過大 → 地域の福祉関係者との関係づくりや連携した取組みが困難
- 職員（市職員、出向職員）の異動 → 経験の蓄積や長期的な視点に立った取組みが困難
- 専門職1人当たりのケアプラン担当件数は限界 → 出向職員の増員は困難（法人も人材確保に苦慮、嘱託職員の慢性的な欠員等）専門職の増員が困難

【鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画作成委員会の意見】

- 地域包括支援センターは、より地域に密着した担当区域に再編することが必要
- 現状の運営形態で、地域包括支援センターの機能を強化することは困難
- センターを細分化しても、市がガバナンスを取ることが望ましい

再編・拡充（試案）

基幹型センター（市直営）1ヶ所

市の専門職を集中配置し全市域を担当する。
委託型の地域包括支援センターの後方支援や司令塔の役割を担う。

地域密着型センター（社会福祉法人に委託）10ヶ所程度

地域の実情と高齢者人口6千人を目役（国基準）に再編し、地域密着型の充実を図る。
社会福祉法人等に委託して（現在の5ヶ所⇒）10カ所程度まで増設する。

平成31年度は、地域の福祉事業者との協働運営について調査検討を行うため、試験的に鳥取南地域包括支援センターを委託するよう、鳥取市社会福祉協議会と協議を進めています。

地域包括支援センターの配置基準

< 地域包括支援センター >

地域包括支援センター

(法第 115 条の 46)

**包括的・継続的ケア
マネジメント支援**
(介護支援専門員への助言等)

介護予防ケアマネジメント
(虚弱高齢者のケアプラン作成等)

総合相談・支援
(高齢者の相談支援、実態把握等)

権利擁護
(虐待防止、早期発見・対応等)

介護予防支援事業所

(法第 115 条の 23)

介護予防支援事業
(要支援者のケアプラン作成等)
※地域包括支援センターが介護保険の事業所として指定を受けて、要支援者のケアプランの作成等を行う。

【配置基準】

地域包括支援センターが担当する区域の第1号被保険者の数がおおむね3千人以上6千人未満ごとに置くべき常勤・専従の職員数は以下のとおり。

- ① **保健師**その他これに準じる者（地域ケア・地域保健等に関する経験のある看護師） 1人
- ② **社会福祉士**その他これに準じる者（福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者） 1人
- ③ **主任介護支援専門員**その他これに準ずる者（ケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者） 1人

【人員基準】

- ① **管理者** 1人
(常勤・専従)
- ② **担当職員** 1人以上
(以下の有資格者)
 - (1) 保健師
 - (2) 介護支援専門員
 - (3) 社会福祉士
 - (4) 経験ある看護師
 - (5) 高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事

【設備基準】

プライバシーが確保された相談室の確保等

【運営基準】

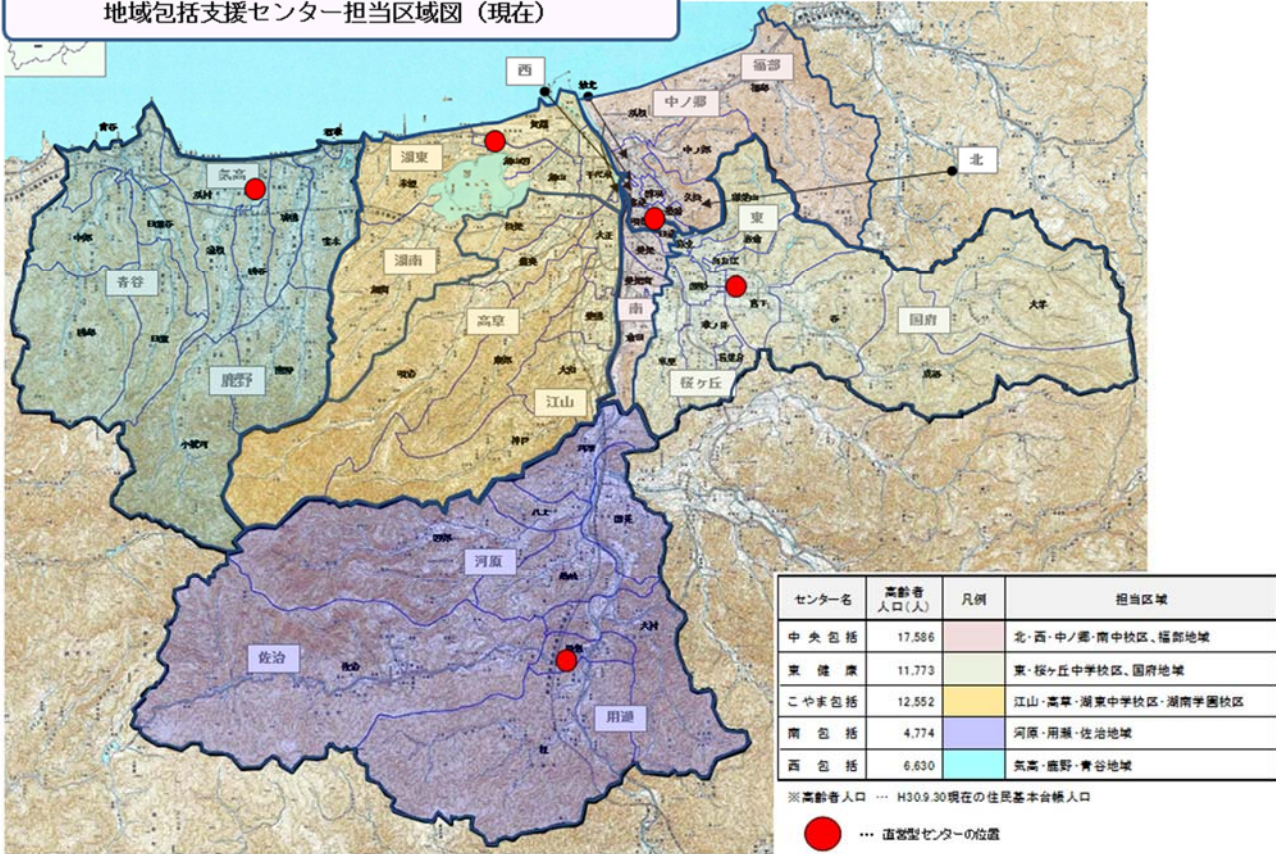
管理者の責務、勤務体制の確保、利益供与の禁止等

【支援方法】

マネジメントのプロセス

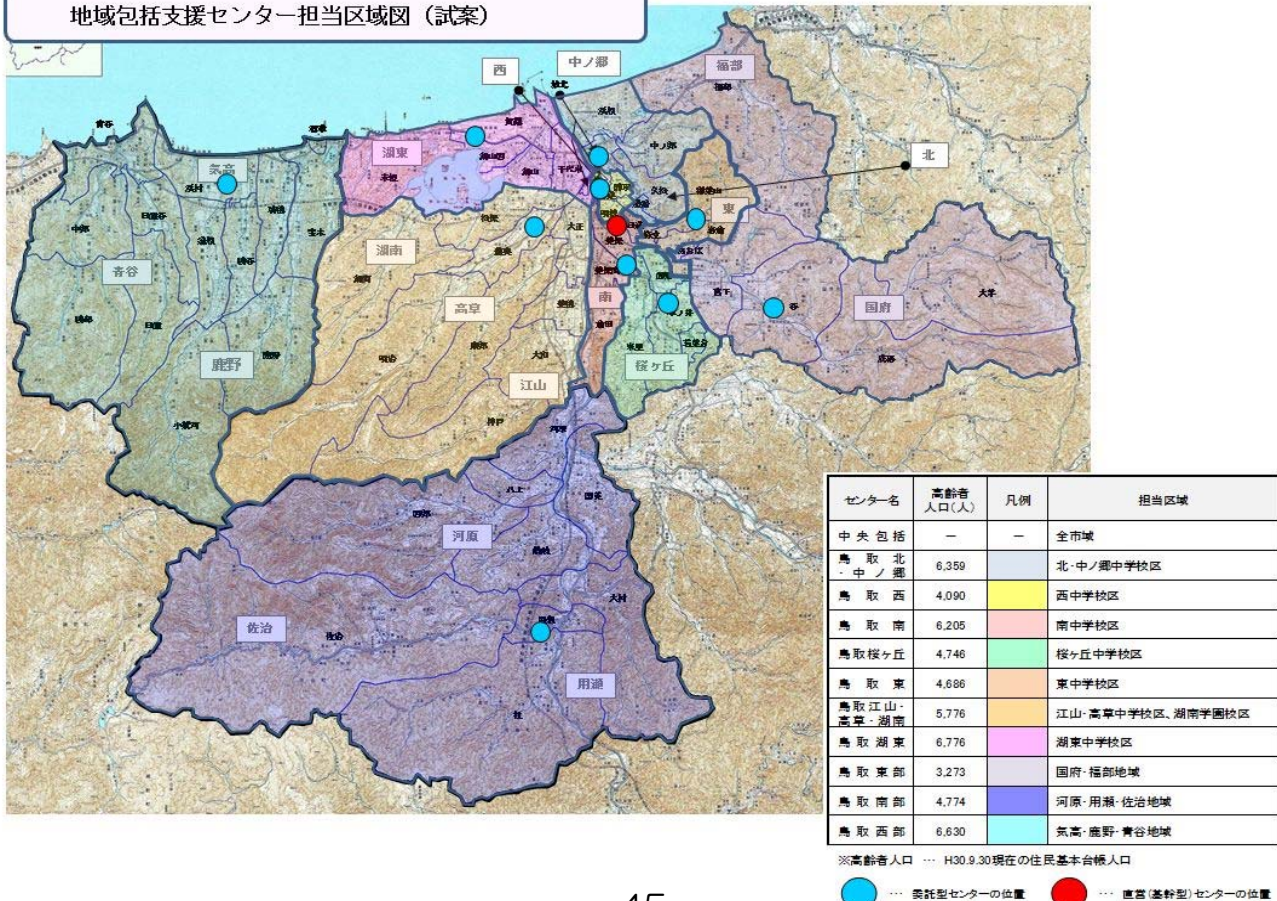
センター職員と介護予防支援事業所の職員は兼務可能

地域包括支援センター担当区域図（現在）



再編・拡充（試案）

地域包括支援センター担当区域図（試案）



地域包括支援センターの拡充に係る試案

【現行】(市直営方式)

No	地域包括支援センター名	場所	担当中学校区	人口 (H30.9.30現在)	うち高齢者数	配置職員の数(換算数)(H30.2.1現在)				計
						① 介護専門員 主任・専門員 ・支専・支	② 社会福祉士	③ 保健師・看護師	④ 社務所 職員・その他 関係者	
1	鳥取中央	駅前庁舎	商	26,193	6,205	5.75	2.25	4.25	18.00	
			西	12,946	4,090					
			北	14,431	3,836					
			中ノ郷	11,771	2,523					
			福部	2,963	932					
			小計	68,304	17,586					
2	鳥取東	国府支所	東	14,934	4,686	3.00	2.75	0.50	9.00	
			桜ヶ丘	19,366	4,746					
			国府	8,415	2,341					
			小計	42,715	11,773					
3	鳥取こやま	学習・交流センター	江草	3,564	1,273					
			高草	12,202	3,667					
			湖東	29,124	6,776					
			湖南	2,021	836					
			小計	46,911	12,552					
4	鳥取南	用瀬地区保健センター	河原	6,894	2,531	1.75	1.00	1.00	4.75	
			用瀬	3,467	1,330					
			佐治	1,907	913					
			小計	12,268	4,774					
5	鳥取西	気高地区保健センター	気高	8,642	2,891	1.75	1.00	1.00	4.75	
			鹿野	3,642	1,309					
			青谷	5,966	2,430					
			小計	18,250	6,630					
			合計	188,448	53,315	18.75	11.25	8.00	45.75	
						必要専門員 計38			7.75	

【 担当区域の整理の考え方 】

- 地域包括支援センターは、担当する区域の第1号被保険者の数がおおむね3千人～6千人ごとに、保健師・主任介護支援専門員・社会福祉士をそれぞれ1人ずつ配置することとされています。
- 地域に密着した高齢者福祉を一層推進する観点から、高齢者人口をおおむね6千人と地域的なつながり、包括的支援事業と介護予防支援事業等の業務量を参考に、担当区域を左記のとおり整理してみました。

【担当区域を整理(試案)】

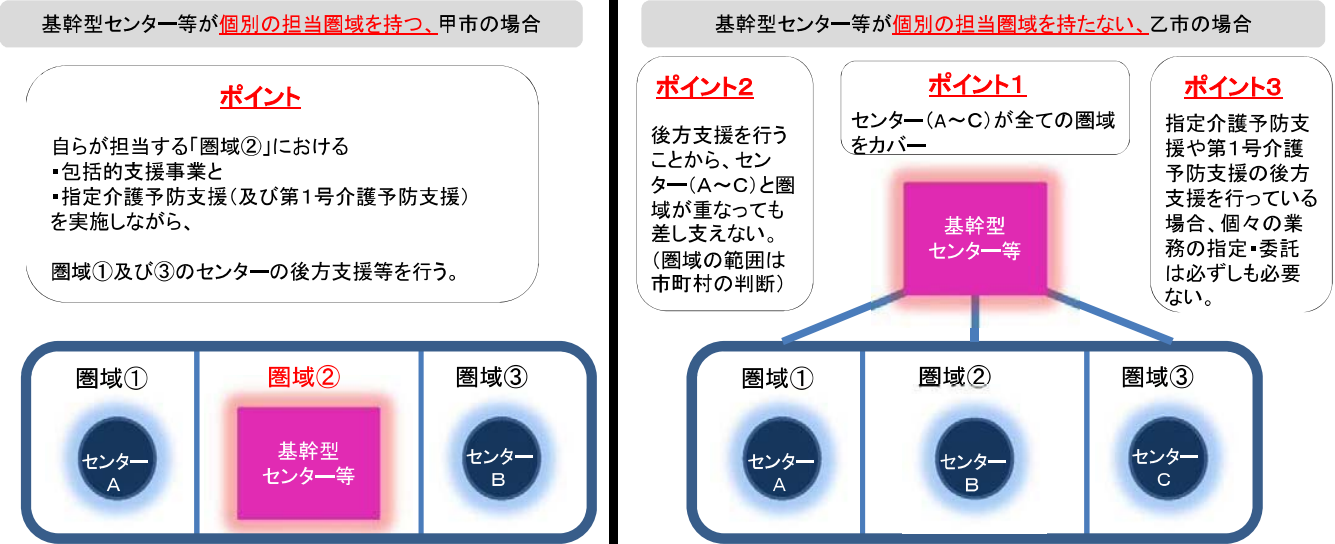
No	地域包括支援センター名	場所	担当中学校区	地区公民館区域	人口 (H30.9.30現在)	うち高齢者数	予防プラン件数		担当支援困難ケース数 (予防プランを伴わないもの)	窓口・電話等相談件数
							① 直営	② 委託		
◎	鳥取中央	市役所本庁舎	全域							
1	鳥取北・中ノ郷	鳥取北子イ	北	久松 湯郷、城北	14,431	3,836	196	90	106	230
			中ノ郷		11,771	2,523	105	58	47	115
			小計		26,202	6,359	301	148	153	345
2	鳥取西	鳥取西子イ	西	伊風 湯郷、明徳	12,946	4,090	177	74	103	215
			小計		12,946	4,090	177	74	103	215
3	鳥取南	鳥取南子イ	南	日進 美保、美保南、倉田	26,193	6,205	219	109	110	252
			小計		26,193	6,205	219	109	110	252
4	鳥取桜ヶ丘	桜ヶ丘子イ	桜ヶ丘	米里、国影、津ノ井、若菜台	19,366	4,746	110	37	73	136
			小計		19,366	4,746	110	37	73	136
5	鳥取東	東子イ	東	修立 岩倉、福原山	14,934	4,686	135	50	85	170
			小計		14,934	4,686	135	50	85	170
6	鳥取東部	国府総合支所	国府	大塚 成徳、谷、宮下、あおぼ	8,415	2,341	73	15	58	79
			福部		2,963	932	43	32	11	44
			小計		11,378	3,273	116	47	69	123
7	鳥取江山・高草・湖南	高草あすなろ	江山	美穂 大和、神戸	3,564	1,273	29	15	14	33
			高草	大正 栗原、松原、喜美 明治	12,202	3,667	114	64	50	126
			湖南		2,021	836	39	18	21	40
			小計		17,787	5,776	182	97	85	199
8	鳥取湖東	学習・交流センター	湖東	千代水、湖山、湖山西、貫穂、米垣	29,124	6,776	233	133	100	264
			小計		29,124	6,776	233	133	100	264
9	鳥取南部	用瀬地区保健センター	河原	河原 国影、八上、飯坂、西郷	6,894	2,531	57	24	33	74
			用瀬	用瀬 大和、社	3,467	1,330	47	32	15	54
			佐治		1,907	913	42	14	28	52
			小計		12,268	4,774	146	70	76	180
10	鳥取西部	気高地区保健センター	気高	米科 湯郷、湯郷、湯郷、宝木	8,642	2,891	116	43	73	125
			鹿野	鹿野 勝谷、小鷹川	3,642	1,309	47	24	23	50
			青谷	日進、日進谷、勝原、中郷、青谷	5,966	2,430	112	38	74	117
			小計		18,250	6,630	275	105	170	292
			合計 (No1～10)		188,448	53,315	1,894	870	1,024	2,176
										593

- ※予防プラン件数は平成29年9月の1か月分の件数。
- ※窓口・電話等相談件数は平成29年9月の1か月分の件数。
- ※担当支援困難ケース件数は平成29年12月末時点の件数。

「基幹型センター」及び「機能強化型センター」について

- センター間の総合調整や介護予防に係るケアマネジメント、地域ケア会議等の後方支援を実施するなどセンター間での基幹的な機能を持つセンターを位置づけることができる。【基幹型センター】
 - また、権利擁護業務(虐待事例の対応等)や認知症支援等の機能を強化し、当該分野で他のセンター業務を支援できる機能を持つセンターを位置づけることができる。【機能強化型センター】
- ※あくまで地域包括支援センターの一類型であるため、必要な設置基準を満たす必要がある。
 ※「基幹型センター」と「機能強化型センター」は明確に区別されるものではなく、地域の実情に応じて両方の機能を有するセンターを設置することもありうる。

＜基幹型センター、機能強化型センターの設置のイメージ＞

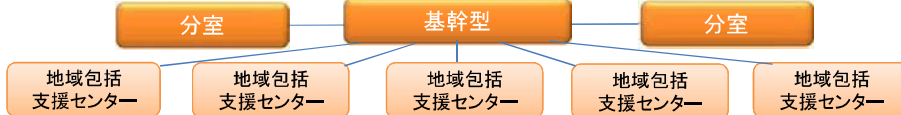


直営により基幹型センターを設置している例(山口県山口市の例)

【概況】・人口:194,893人・高齢化率:26.6% (平成26年10月1日現在)

【地域包括支援センターの体制】:

- ・基幹型地域包括支援センター : 1ヶ所(2分室を含む) (直営)
- ・地域型地域包括支援センター : 5ヶ所 (委託)



【職員体制】

- 基幹型(12名): 保健師 7名、社会福祉士 1名、主任介護支援専門員 2名、事務職 2名 (うち2名認知症地域支援推進員)
- 分室(4名づつ2カ所): 保健師 1名、社会福祉士 1名、主任介護支援専門員 1名、介護支援専門員等 1名(出向職員1名を含む)

○基幹型地域包括支援センターの役割

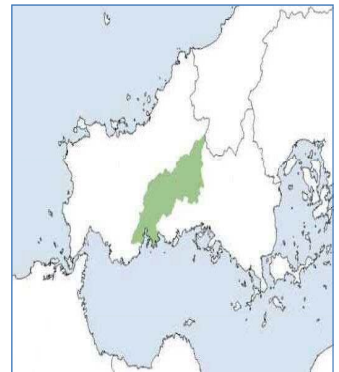
- 1 統括的機能…センター間の業務調整会議や研修、困難事例への相談支援等活動推進のための体制づくり、センターの年間計画策定における目標提示
- 2 地域ケア会議の推進…個別、地域別会議、市全域レベルの会議における地域課題の共有、協議、ネットワーク化、事業への反映
- 3 認知症施策の推進…認知症地域支援推進員の設置、相談支援体制の整備、関係機関のネットワーク構築
- 4 権利擁護業務…措置業務、成年後見制度における市長申立、高齢者虐待の対応、高齢者虐待防止ネットワーク会議・研修
- 5 在宅医療と介護の連携推進…在宅緩和ケア、認知症を中心とした医療・介護の連携体制の構築、保健・医療・福祉の関係機関を構成員とした組織への運営支援、多職種連携のための研修、市民啓発
- 6 人材育成支援…介護支援専門員への事例検討・研修、介護サービス提供事業者連絡協議会との共催による研修
- 7 地域包括支援センター業務評価…業務評価票による自己評価、評価会議を行い、公正・中立的な運用とスキルアップを図る

○基幹型地域包括支援センターの設置経緯

- 1 直営センターの開設当初から在宅介護支援センター職員を中心に市への出向体制をとり、平成21年度から23年度にかけて順次5ヶ所へ委託。
- 2 直営センターを運用する中で、市において対応すべき業務(統括業務、虐待等困難事例対応、ネットワーク形成等)を担う機関が必要と判断し、直営の地域包括支援センターを基幹型に位置づけた。
- 3 中山間部には分室を直営で設置 (分室は、単独で圏域を持って地域型地域包括支援センター業務を実施)

○基幹型地域包括支援センターの設置による効果

- 1 各地域包括支援センターとの連携の要となり、全センターの情報把握、共通認識、意思統一が図りやすい。
- 2 把握した地域課題の解決に向け、市の内部関係部局及び関係機関との連携が取りやすい。
- 3 医師会、介護サービス提供事業者、社会福祉協議会等関係機関のネットワーク構築を円滑に進めることができる。



介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）のサービスの拡充について



【経過】

本市は、平成29年度に総合事業を開始し、従前の介護予防訪問・通所介護相当のサービスを実施しています。

平成31年度は、要支援者・事業対象者（要支援者等）により心身の状態に合ったサービスを提供するため、総合事業の新たなサービスとして、緩和した基準による通所サービス（通所型サービスA）と、保健・医療の専門職により短期間で行われる訪問サービス（訪問型サービスC）及び通所サービス（通所型サービスC）を実施する予定です。



【新しいサービスの概要（案）】

区分	通所型サービスA	通所型サービスC	訪問型サービスC
目的	日常生活上の世話を受ける必要はないが、生活機能の低下が見られる方に対し、機能訓練指導員が監修する身体機能の維持・認知症予防のためのプログラムを提供することで、交流の機会を確保しながら要介護状態に陥ることを防ぎ、在宅生活を続けられるように支援する。	日常生活行為に支障のある方に対し、リハビリ専門職（理学療法士・作業療法士）による運動機能の向上に特化したプログラムを3～6ヶ月間集中的に提供することで、利用者が介護保険サービスによる支援が必要な状態から回復し、再び家庭や地域とつながりを持ち、自立した生活が送れるように支援する。 <i>※通所と訪問は期間内に組み合わせて提供</i>	
対象	<ul style="list-style-type: none"> 運動器機能の低下が見られる、あるいは心配される方 運動習慣の継続が必要な方 	<ul style="list-style-type: none"> 一時的な怪我、病気等により、運動器機能の低下が見られ、放置すれば要介護状態になるおそれのある方 サービスの利用により運動器、生活機能の改善が見込まれ、可能な限り自立した生活を行う意欲のある方 	
内容	<ul style="list-style-type: none"> マシン、重り、ゴムバンド等を用いた運動や各種体操等、短時間の専門的な運動を集団で実施し、運動機能の維持や運動習慣の定着を図る コグニサイズや簡単なレクリエーション等により、認知症予防に取り組む 	<ul style="list-style-type: none"> 身体機能向上を目指し、短期集中で専門的な運動等を中心に集団で実施。マシン、重り、ゴムバンドなどを用いた運動、関節可動域訓練や筋肉増強訓練を行い、運動機能の向上を図る 	<ul style="list-style-type: none"> 居宅での日常生活動作のアセスメント実施と通所型サービスCで行った訓練を在宅環境で実践することで心身ともに日常生活の自立を目指す
時間	2時間以上	1時間半～2時間	40分～1時間
頻度	週1回	週1回または2回	月1回程度
期間	規定なし	3か月（3か月で目標達成とならなかったが、期間を延長することで達成できる場合は最長6か月）	
自己負担	介護保険負担割合証と同じ（1割、2割または3割）	モデル事業実施中の期間は無料	
実施方法	指定	指定事業者（通所介護・通所リハビリテーション）に業務委託	
報酬	月4回まで 321単位 月4回超 1,378単位 ※1単位あたり10円。 ※事業者は国保連合会に請求	1回あたり 4,400円 ※市から事業者へ直接支払い	1回あたり 5,800円 ※市から事業者へ直接支払い

【新サービスの位置づけのイメージ】

